

地域づくり活動支援基金



< 灯火高さ日本一の余部埼灯台（兵庫県美方郡香美町余部）には集落との深い繋がりがありました >

地域づくり企業(個人)基金創設のお願い

コミュニティの大切さが見直されるようになって久しく、様々な地域づくり（コミュニティづくり）活動が全国的に活発化するようになりました。しかし、実際の活動については、多くの場合、財源不足・人材（人力）不足の壁に突当り、その活動が鈍化し、消滅に至ることも多く発生しています。更に、人口の自然減少時代を迎え、民間・行政、個人・法人を問わず地域が一丸となったあらゆる分野の活性化の組織的取り組みが地域の存続のために益々必要不可欠となってきています。

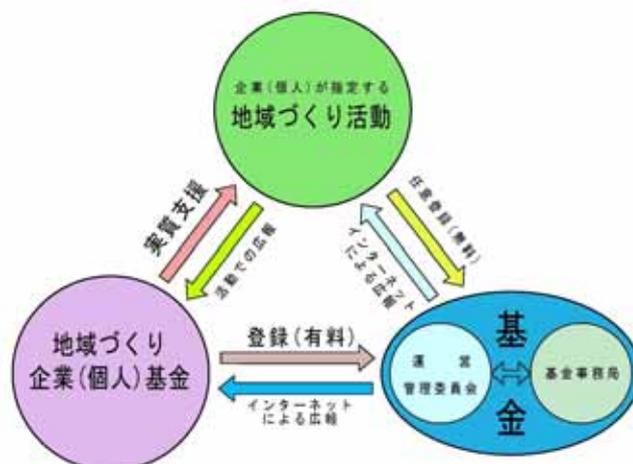
そこで、身近な地域づくり活動を支援するための独自の基金を創設してみませんか。既に様々な形で地域づくり活動を支援しておられるのであれば、規模の大小に拘らず、当地域づくり活動支援基金に独立した地域づくり支援基金として登録していただき、その基金からの支援に振り替えることで支援の輪を広げることにつなげてください。これから支援をお考えいただける場合は、小さな基金から支援の輪を広げてください。

地域づくり活動支援基金は、各地の地域づくり活動の様々な支援の輪を広げ、支援の活発化を応援し、様々な基金等の連携支援による地域づくり活動の発展を目指しています。

< 地域づくり企業(個人)基金の種類 >

企業(個人・団体)基金の種類は、当地域づくり活動支援基金に直接登録していただく基金と当基金に登録した地域運営団体等に登録する基金の2種類に大別されます。その内、当基金に登録していただく基金も基金規模に関わらず、支援の対象範囲が行政区域を超えるものと1行政区域内を対象にしているものの2種類になります。

地域運営団体等に登録する企業(個人・団体)基金の規定は、それぞれの地域運営団体等の任意事項としています。



[企業(個人)基金による支援形態概略図]

< 地域づくり企業(個人)基金の登録料等 >

- 1) 地域づくり企業基金（全国エリア）の年間登録料（広告委託料）は年間支援規模の10%（但し、下限30万円（消費税別））とし、1ページ分の専用HPを作成し、企業広告・支援活動紹介等を掲載します（要請による隔月の内容更新を基本とします）。地域エリアの登録料は全国エリアの50%相当とし、内容更新は年間3回以内を基本とします。
- 2) 地域づくり個人・団体基金（全国・地域エリア）の年間登録料は年間支援規模の10%（但し、各下限5万円・1万円（消費税別））とし、都道府県別ページに公開内容を掲載し、ご要望によりHPまたはブログへのリンクを設定します。また、全国エリアでは、企業基金同様に専用HPを作成しますが、内容に変更が生じた場合のみの更新を基本とします。

地域づくり活動支援基金事務局

<< <http://www.community-re.e-arc.jp> >>

問合せ先: take2428co@coffee.ocn.ne.jp

TEL 0796(92)2428 FAX 0796(92)2206

<地域づくり企業基金の登録・公開事項>

名称、所在地、電話番号等企業(団体)の情報を登録していただき、一部を必須公開するとともに下記事項も登録・公開することとします。

- 1) 企業(団体)の基金規模(登録・公開とも任意)
- 2) 企業(団体)の年間支援規模(登録:必須、公開:任意)
- 3) 支援の対象とする地域または活動分野(登録・公開とも必須)
- 4) 登録以降に支援した地域づくり活動の名称等(登録・公開とも必須)
- 5) その他、企業(団体)を紹介するための内容(登録・公開とも任意)

<地域づくり個人基金の登録・公開事項>

住所、指名、電話番号等個人の情報を登録していただき、一部を必須公開するとともに下記事項も登録・公開することとします。

- 1) 個人の基金規模(登録・公開とも任意)
- 2) 個人の年間支援規模(登録:必須、公開:任意)
- 3) 支援の対象とする地域または活動分野(登録・公開とも必須)
- 4) 登録以降に支援した地域づくり活動の名称等(登録・公開とも必須)
- 5) その他、公開を要望される内容(登録・公開とも任意)

<地域づくり活動支援名刺システムの紹介>

地域づくり活動支援名刺とは、個人的な寄付或いは協賛企業各社の協賛広告委託金等により地域づくり活動を支援していただくための名刺(特許出願中)です。具体的には、当基金が規定した方法により作成した「地域づくり活動支援名刺」を協賛企業・団体・個人が私的或いは営業活動などに使用していただき、流通の過程で収集されたその名刺と引き換えに、当基金が預かった協賛広告委託金等を「地域づくり活動団体」に支払うことにより、その地域づくり活動を支援するものです。また、収集されなかった名刺に関する委託金または寄付金は、当基金の積立金財産として、公募等による地域づくり活動団体の支援事業に充当します。

地域づくり活動支援名刺には企業名刺Aタイプ、Bタイプ、Cタイプと個人協賛者の個人名刺の4種類があります。

- 1) 企業名刺Aタイプは、名刺の表面に の表示があり、基本的に1枚について3円の協賛広告委託料を受け取ることができることになっています。
- 2) 企業名刺Bタイプは、名刺の表面に の表示があり、同様に1枚について10円の協賛広告委託料を受け取ることができることになっています。
- 3) 企業名刺Cタイプは、名刺の表面にK(ケー)の表示があり、同様に1枚について3円の協賛広告委託料を受け取ることができることになっています。
- 4) 個人名刺には、名刺の表面にP(ピー)の表示があり、1枚について3円の協賛寄付金を受け取ることができることになっています。

当該協賛広告委託金を受け取った団体は、地域づくり活動支援基金からの協賛広告支援事業である旨を事業パンフレット及びポスター等に表示することが広告委託を受ける条件(義務)となります。

上記の名刺に地方自治体コード(番号)または登録地域づくり活動団体番号を表示することにより、主に支援したい活動地域(都道府県または市町村)や特定の地域づくり活動団体を指定することも可能です。また、地域単位で、様々な特殊機能を付加することも可能です。

地域づくり活動支援名刺の形状例

(右:企業名刺Bタイプ例)

